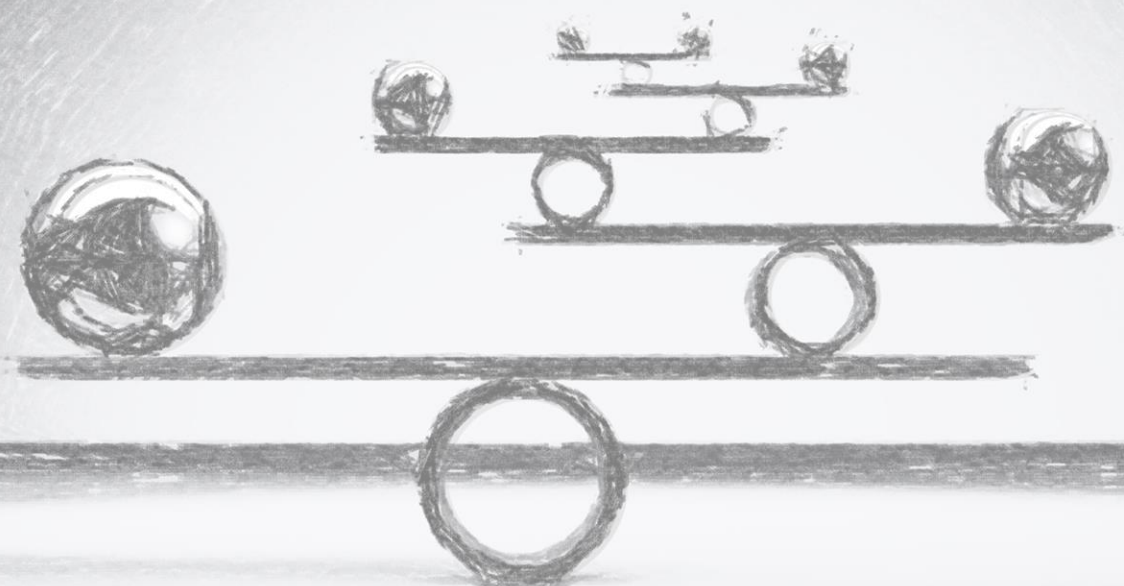
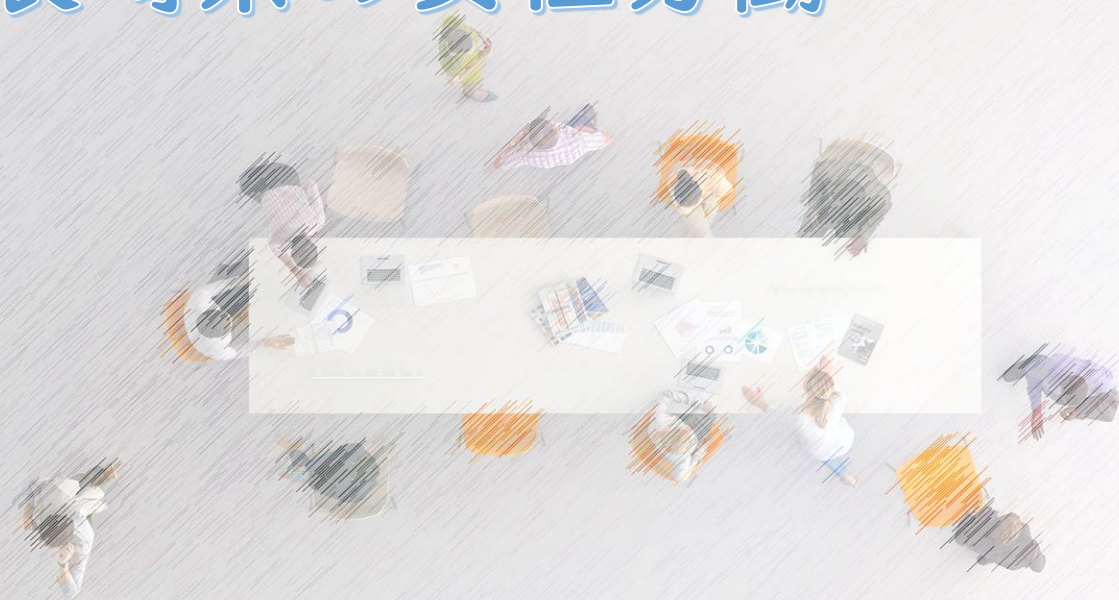


グラフで見る 長崎県の女性労働

令和6年5月



長崎労働局雇用環境・均等室

目次

1 女性労働者を取り巻く状況

- 図1 合計特殊出生率の推移（長崎県・全国）
- 図2 人口推計と高齢人口比率の推移（長崎県）

2 長崎県における女性労働の実情

- 図3 女性の労働力状態（長崎県）
- 図4 労働力率の推移（長崎県・全国）
- 図5 年齢階層別女性労働力率（長崎県・全国）
- 図6 雇用者数の推移と雇用者総数に占める女性の割合（長崎県）
- 図7 夫婦の就業状態別割合～共働き率～（長崎県・全国）
- 図8 女性雇用者の年齢階層別割合（長崎県・全国）
- 図9 女性雇用者の職業別割合（長崎県・全国）
- 図10 女性雇用者の産業別割合（長崎県・全国）
- 図11 女性雇用者に占める正社員の割合（長崎県・全国）
- 図12 女性雇用者に占める年齢階層別正社員割合（長崎県・全国）
- 図13 産業別の女性比率（長崎県）
- 図14 平均年齢の推移（長崎県・全国）
- 図15 平均勤続年数の推移（長崎県・全国）
- 図16 所定内給与額の男女格差の推移（長崎県・全国）
- 図17 平均月間実労働時間数の推移（長崎県・全国）

3 女性の能力発揮の状況

- 図18 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移（長崎県・全国）
- 図19 役職別管理職に女性が占める割合の推移（全国）

4 パートタイム労働者の状況

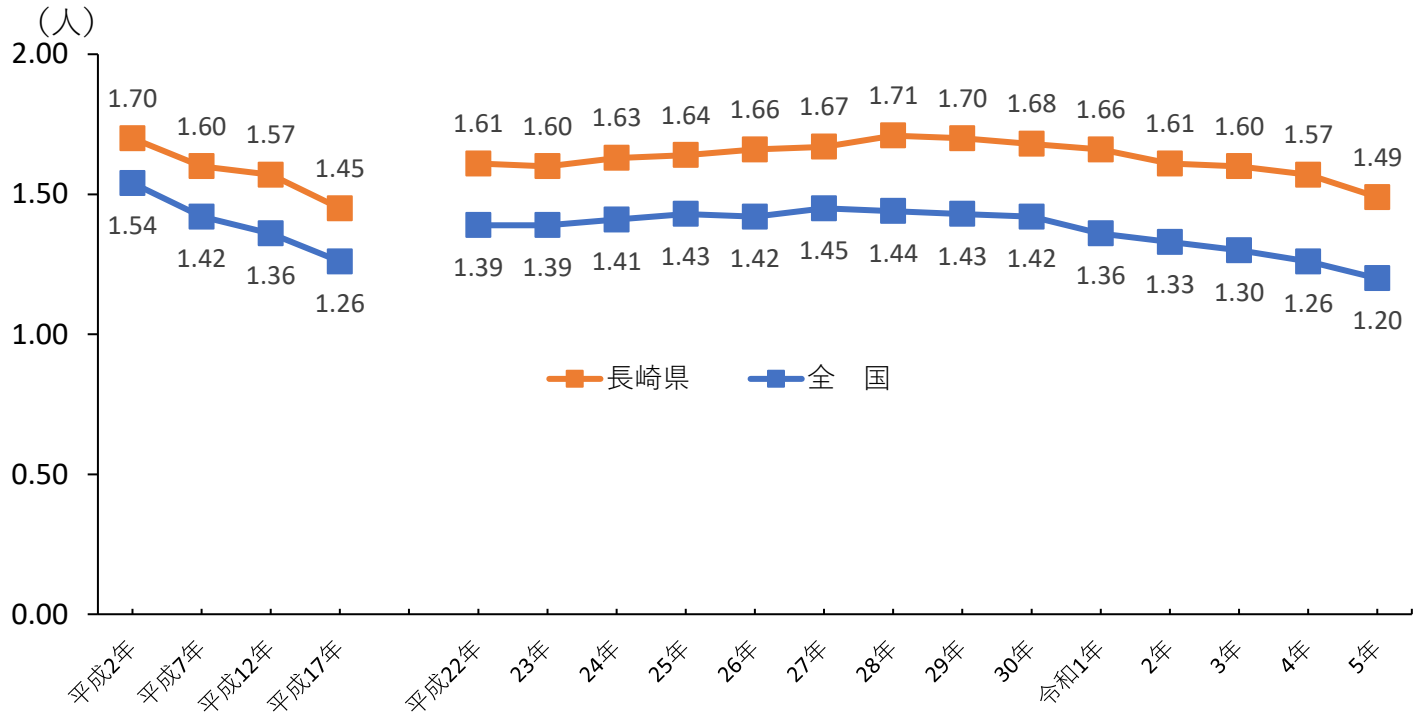
- 図20 常用労働者中に占めるパートタイム労働者比率の推移（長崎県・全国）
- 図21 産業別のパートタイム労働者の割合（長崎県）
- 図22 パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移（長崎県）
- 図23 パートタイム労働者数の推移（長崎県・全国）

5 職業生活と家庭生活の両立の状況

- 図24 育児休業取得率の推移（長崎県・全国）
- 図25 女性の育児休業取得期間の推移（長崎県）

1 女性労働者を取り巻く状況

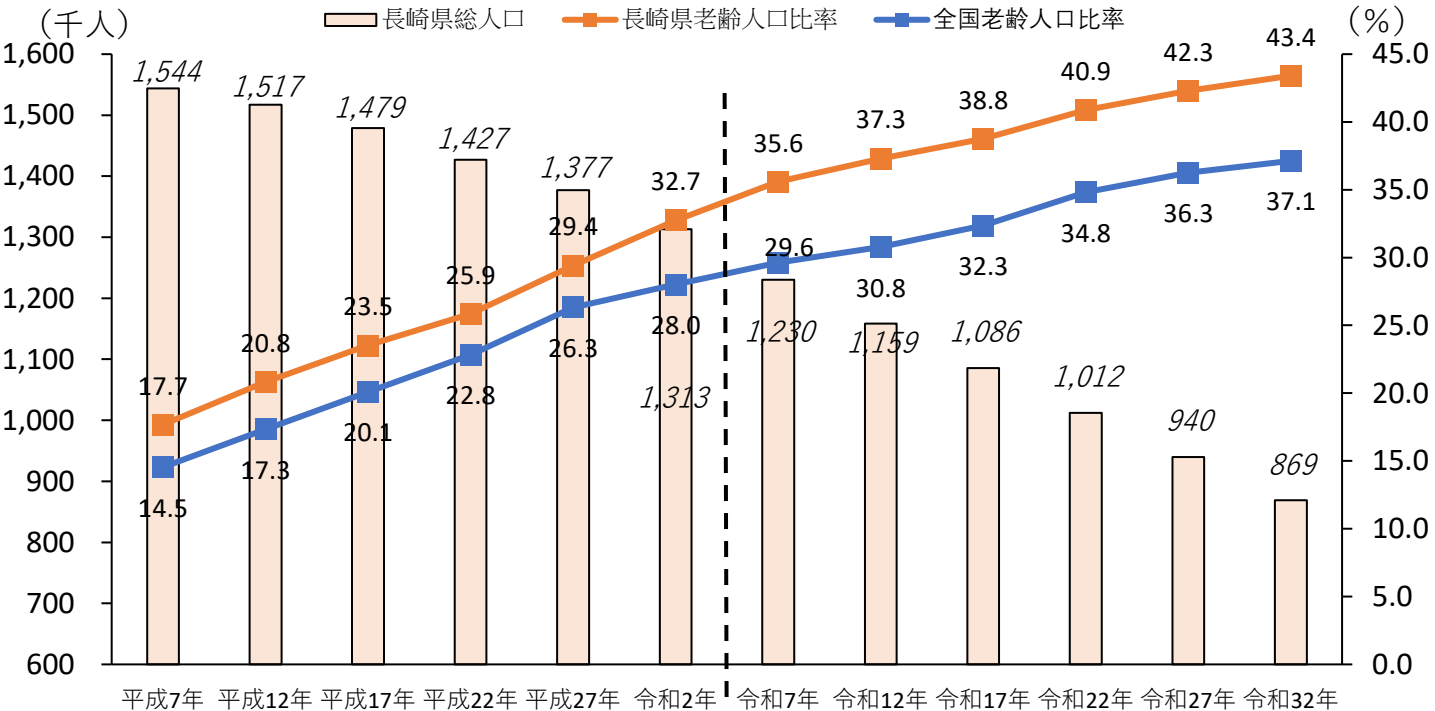
図1 合計特殊出生率の推移（長崎県・全国）



注) 合計特殊出生率とは、15歳～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

図2 人口推計と高齢人口比率の推移（長崎県）

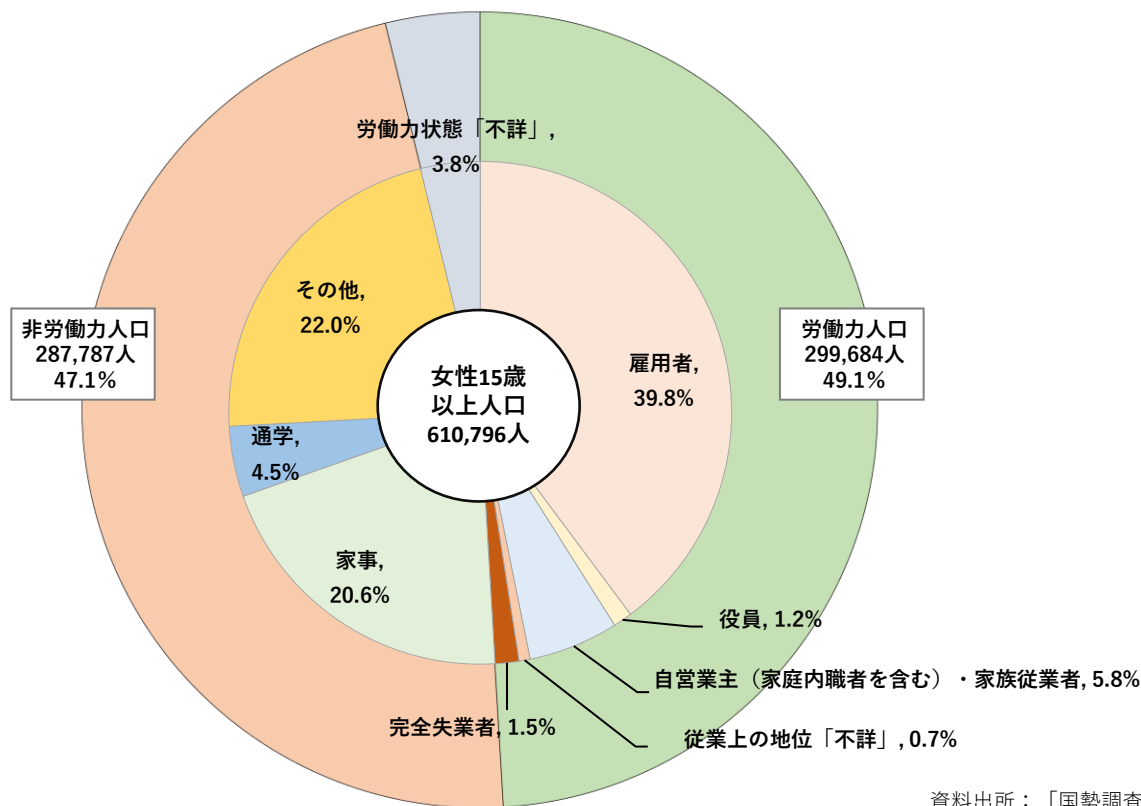


資料：～令和2年「国勢調査」

令和7年～国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」（令和5年推計）

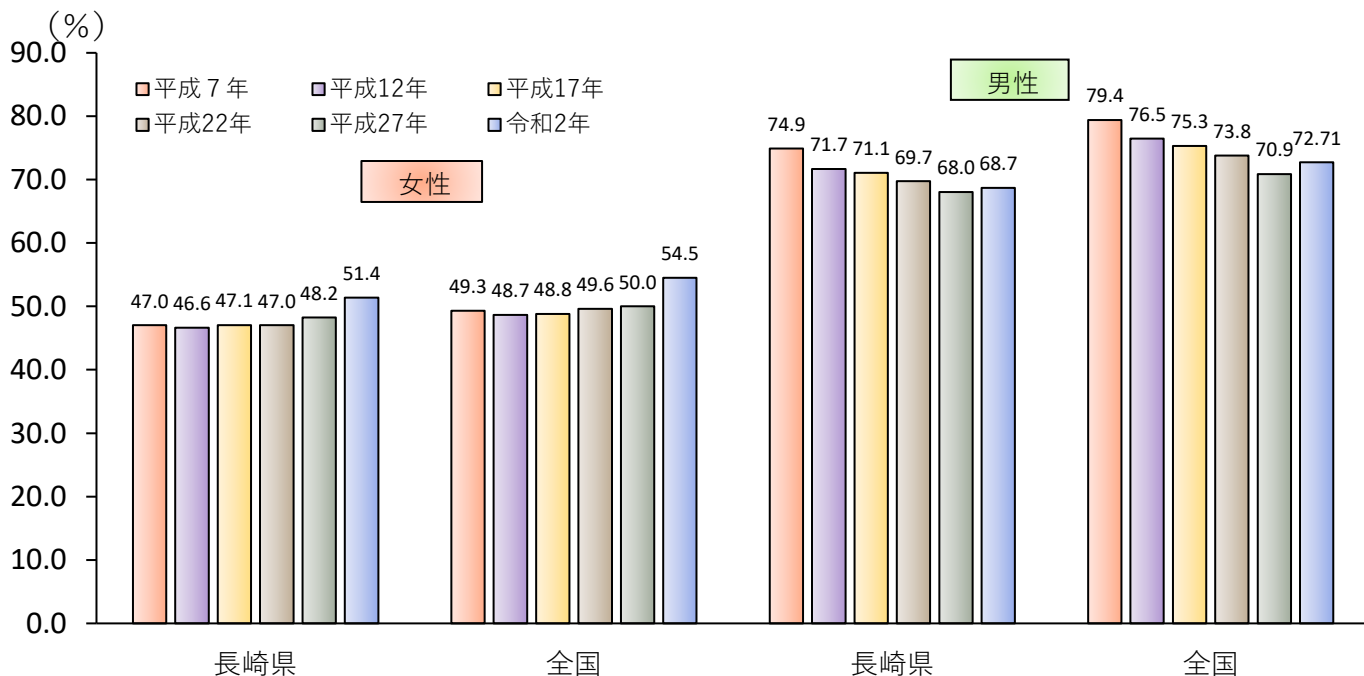
2 長崎県における女性労働の実情

図3 女性の労働力状態（長崎県）



資料出所：「国勢調査」（令和2年）

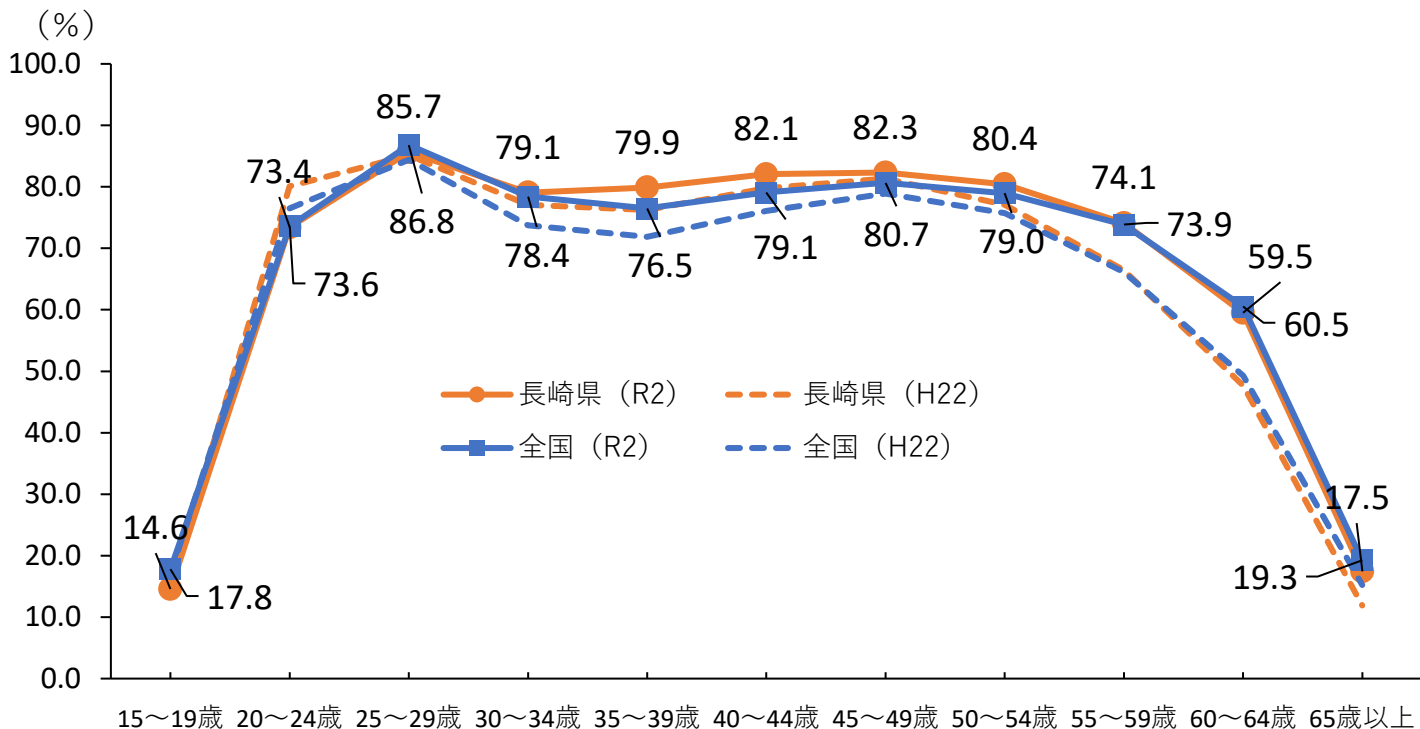
図4 労働力率の推移（長崎県・全国）



※労働力率 = (労働力人口(就業者数+完全失業者数) / 15歳以上人口) × 100
 なお、分母から労働力状態「不詳」を除いて算出
 就業者：調査週間中、収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合①勤め先のある人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合②個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合、また、家族の人が自家営業の手伝いをした場合
 完全失業者：満15歳以上で、仕事がなく、仕事を探していた人で、仕事があればすぐに就ける人

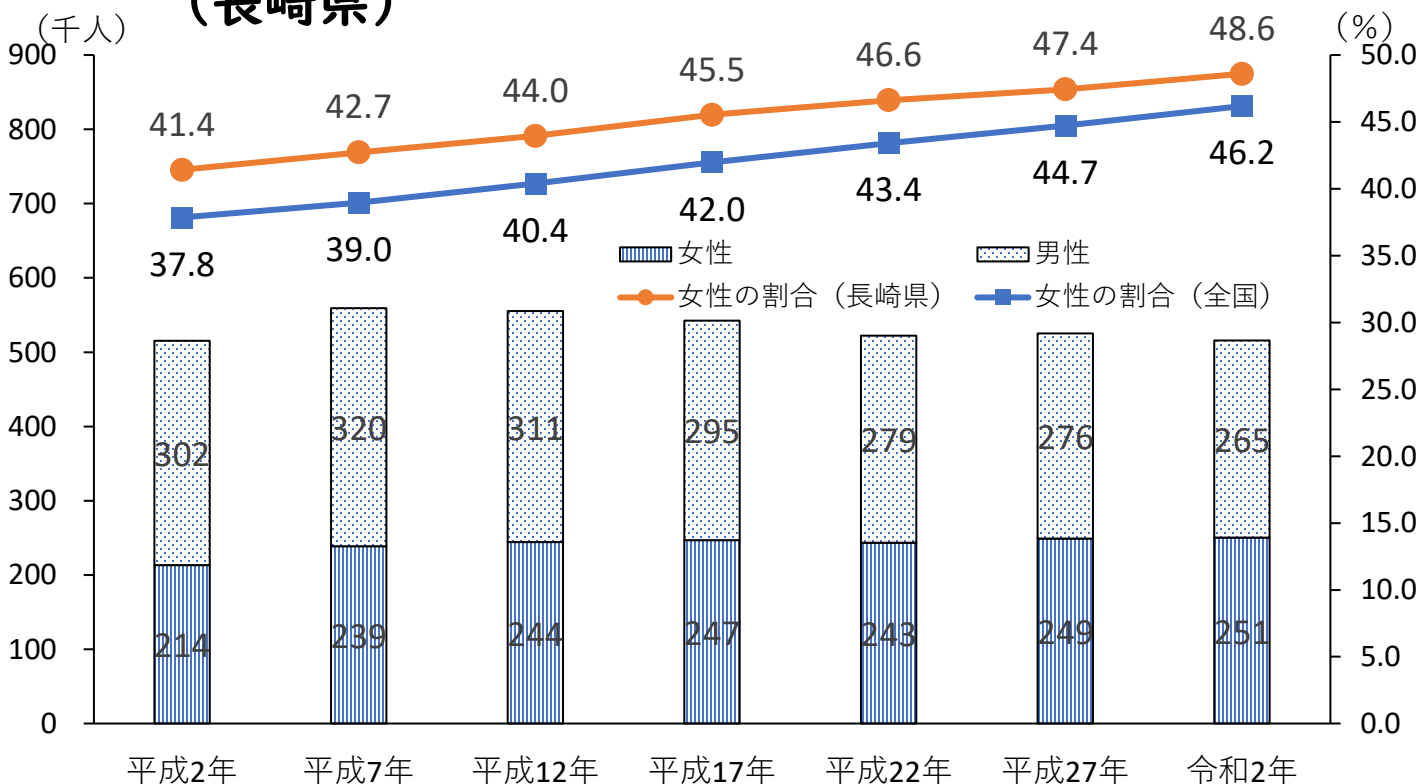
資料出所：「国勢調査」

図5 年齢階層別女性労働力率（長崎県・全国）



資料出所：「国勢調査」

図6 雇用者数の推移と雇用者総数に占める女性の割合（長崎県）



資料出所：「国勢調査」

**図7 夫婦の就業状態別割合～共働き率～
(長崎県・全国)**

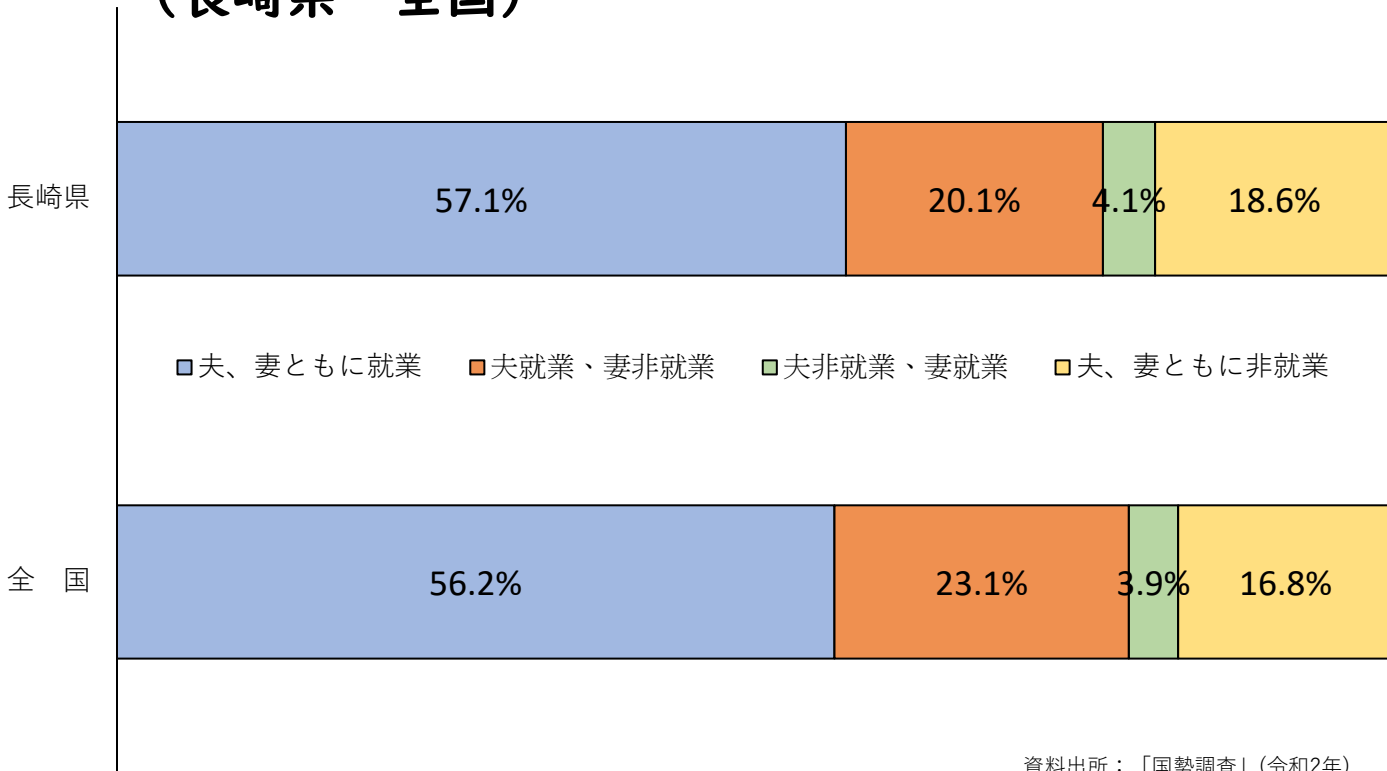


図8 女性雇用者の年齢階層別割合 (長崎県・全国)

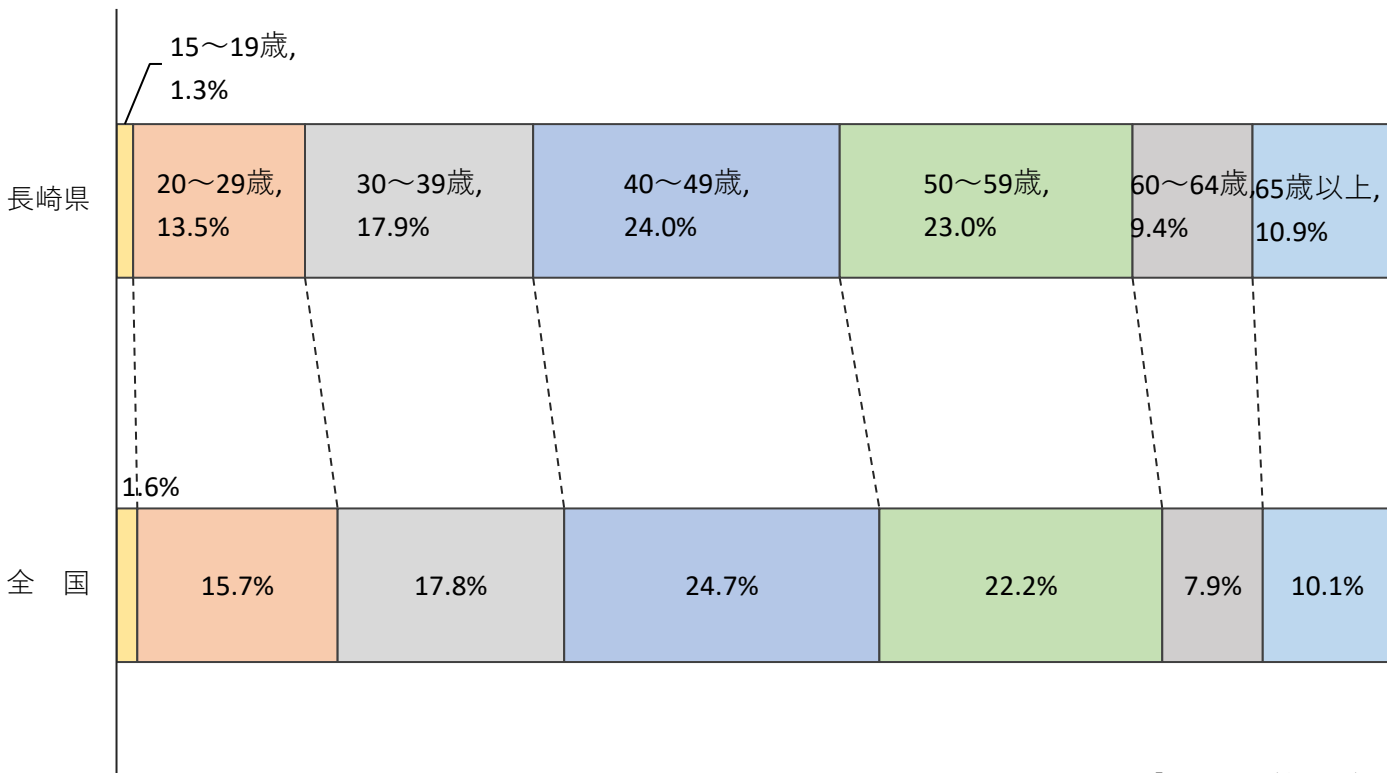
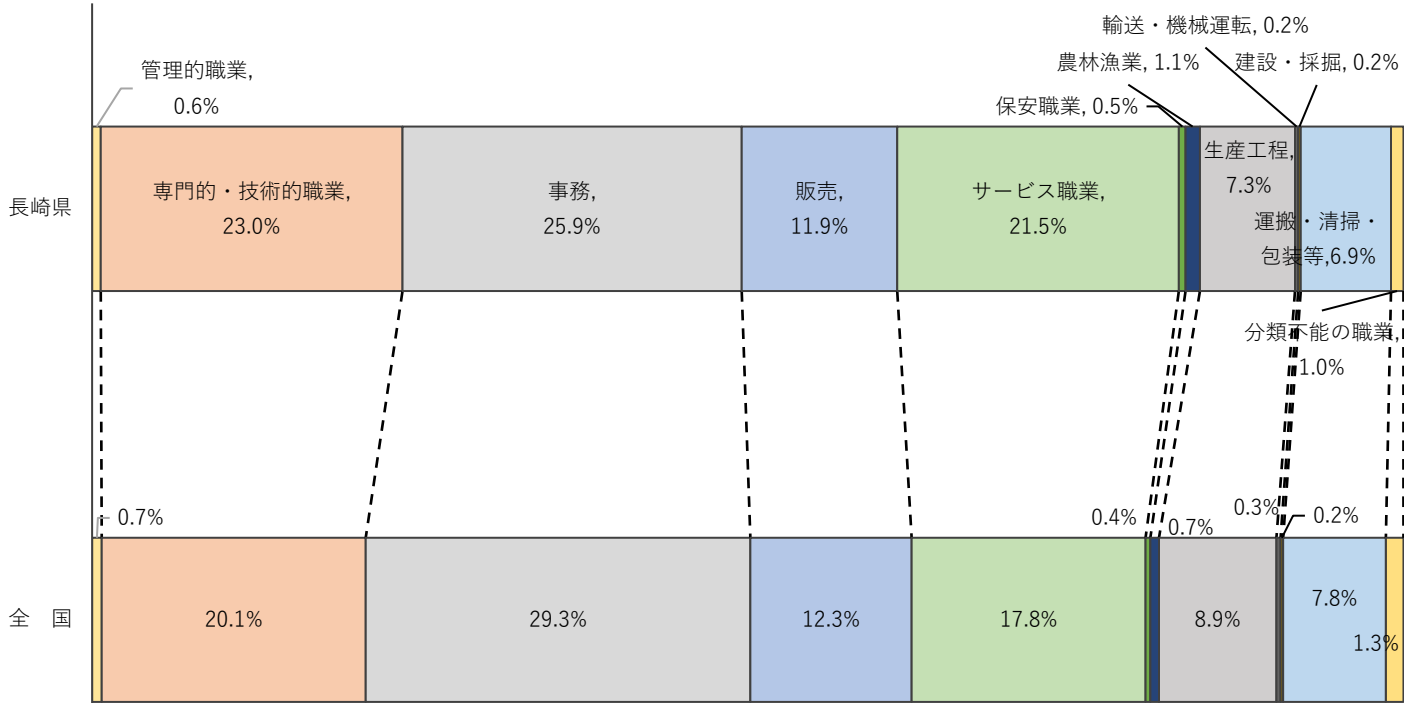
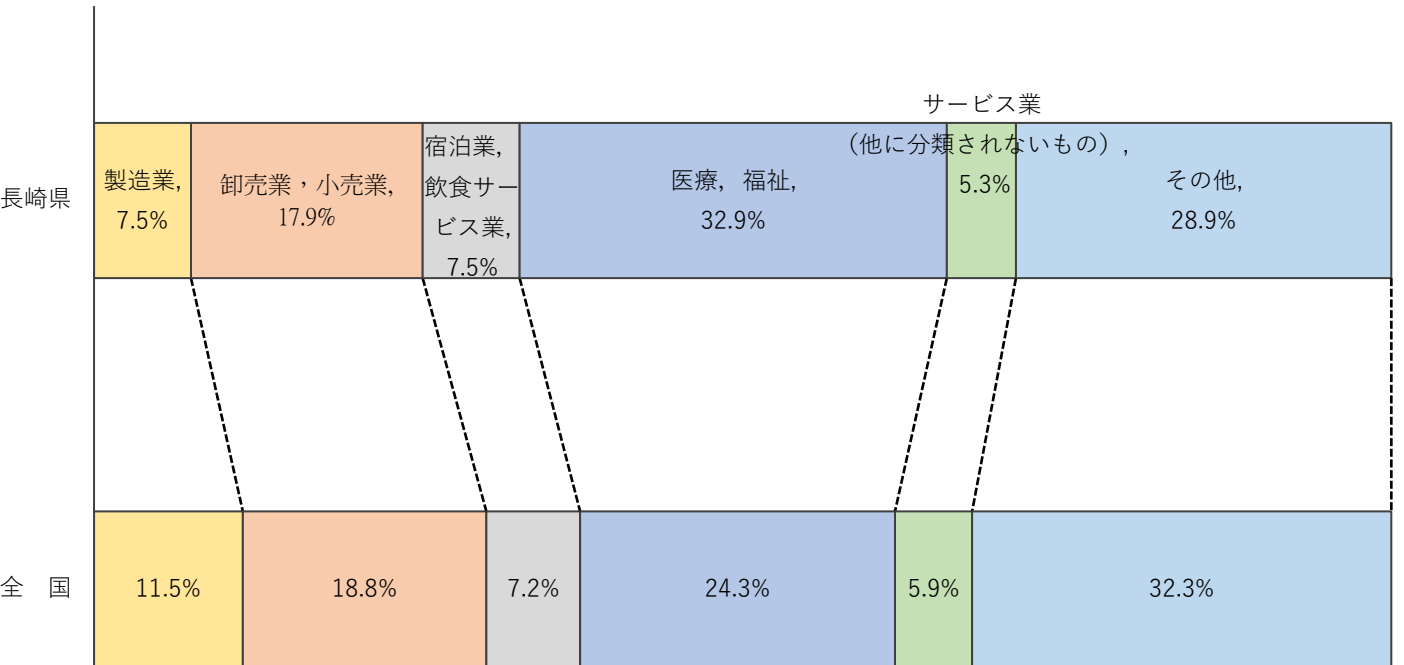


図9 女性雇用者の職業別割合（長崎県・全国）



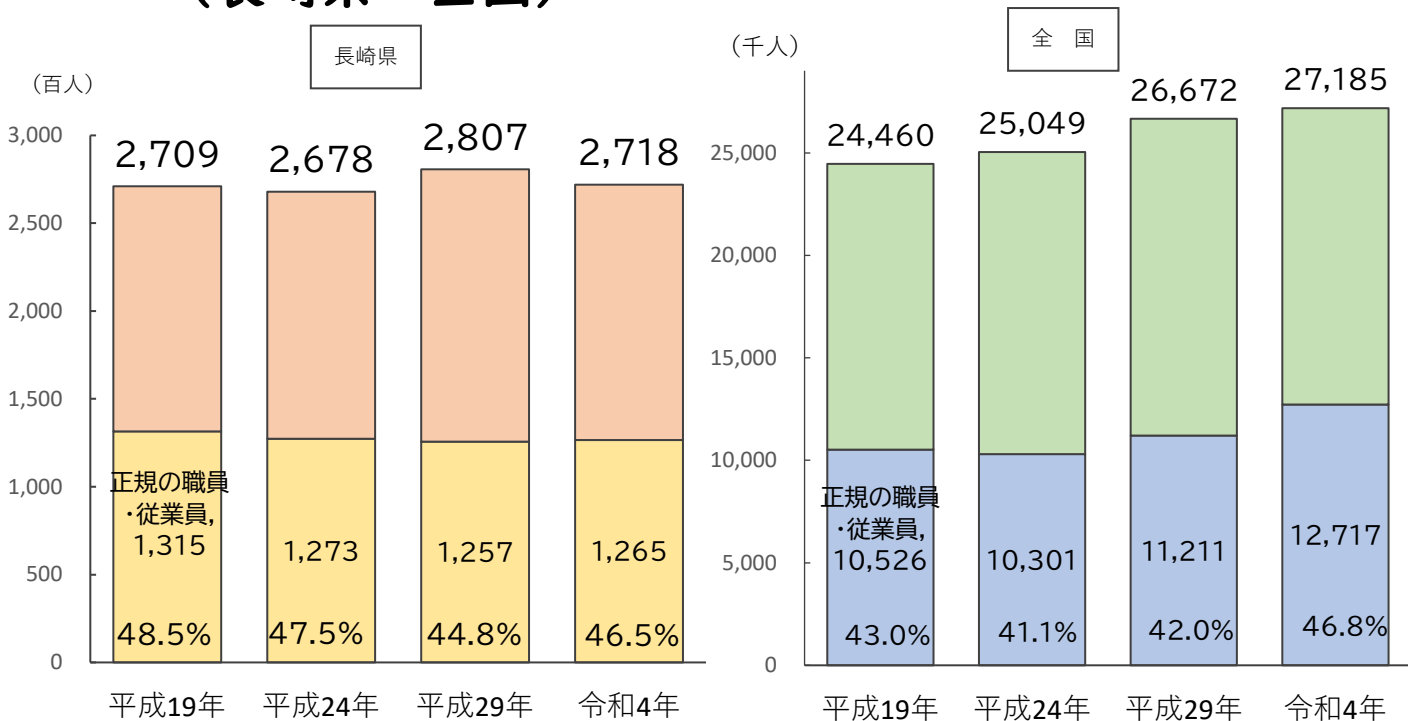
資料出所：「国勢調査」（令和2年）

図10 女性雇用者の産業別割合（長崎県・全国）



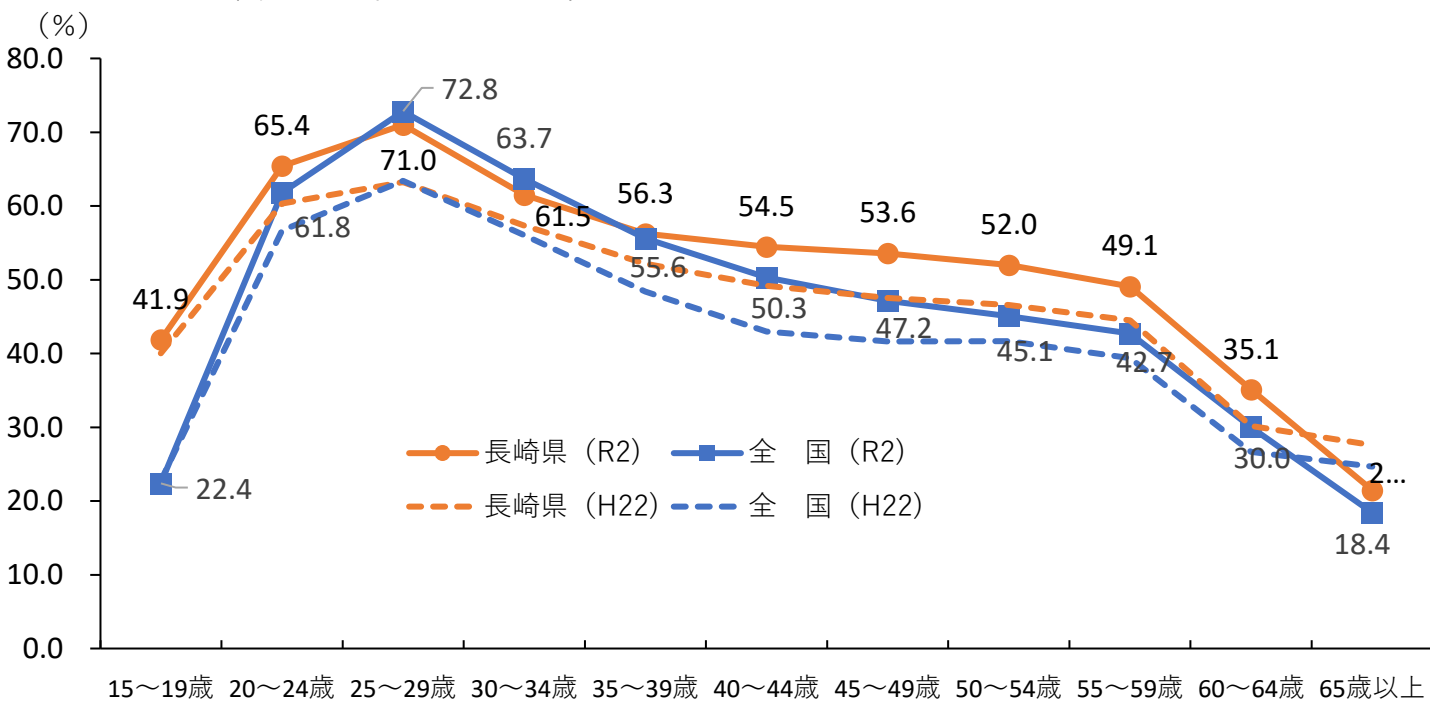
資料出所：「国勢調査」（令和2年）

図1 女性雇用者に占める正社員の割合 (長崎県・全国)



資料出所：「就業構造基本調査」

図2 女性雇用者に占める年齢階層別正社員割合 (長崎県・全国)

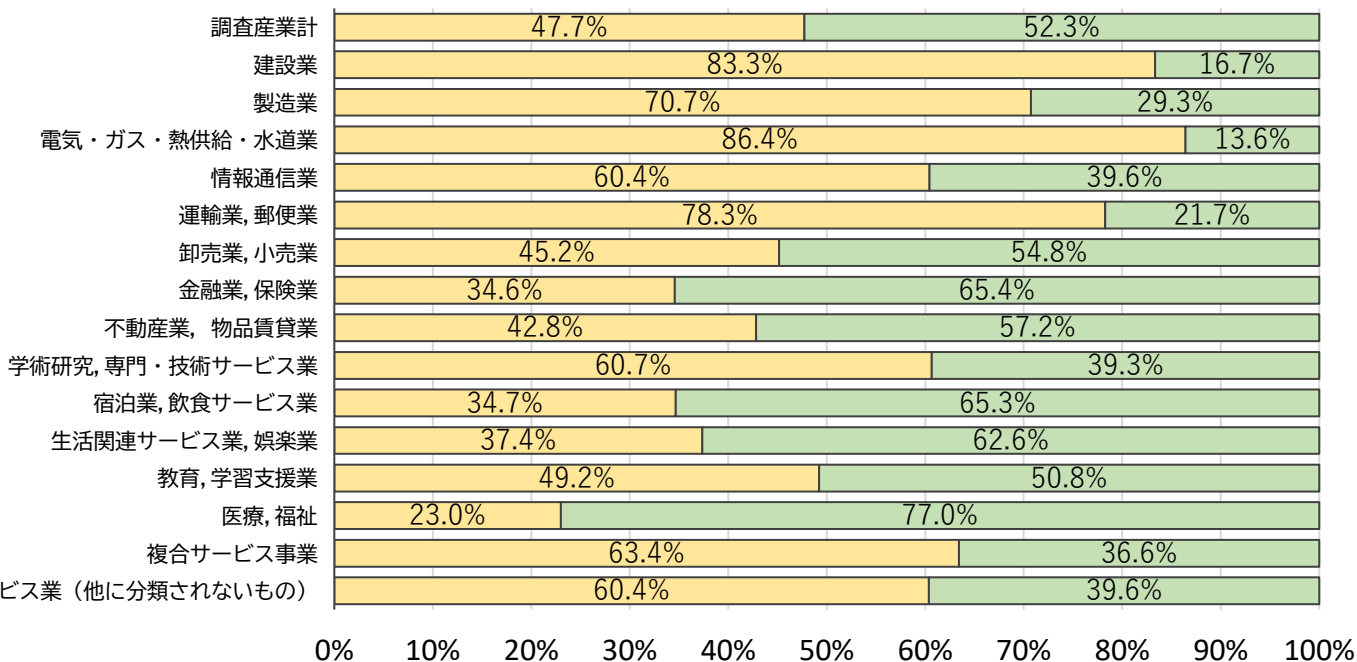


資料：「国勢調査」

図13 産業別の女性比率（長崎県）

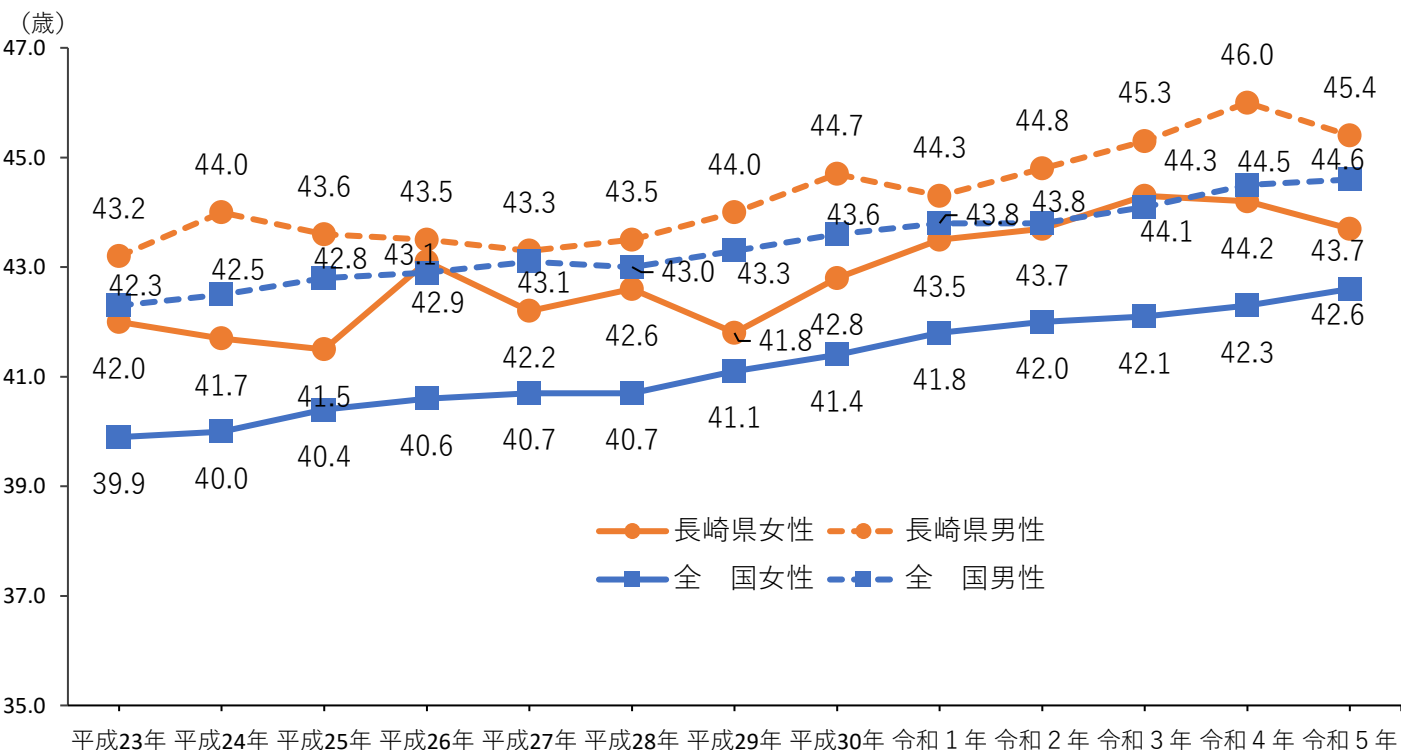
常用労働者の男女割合（事業所規模5人以上）

□男性 □女性



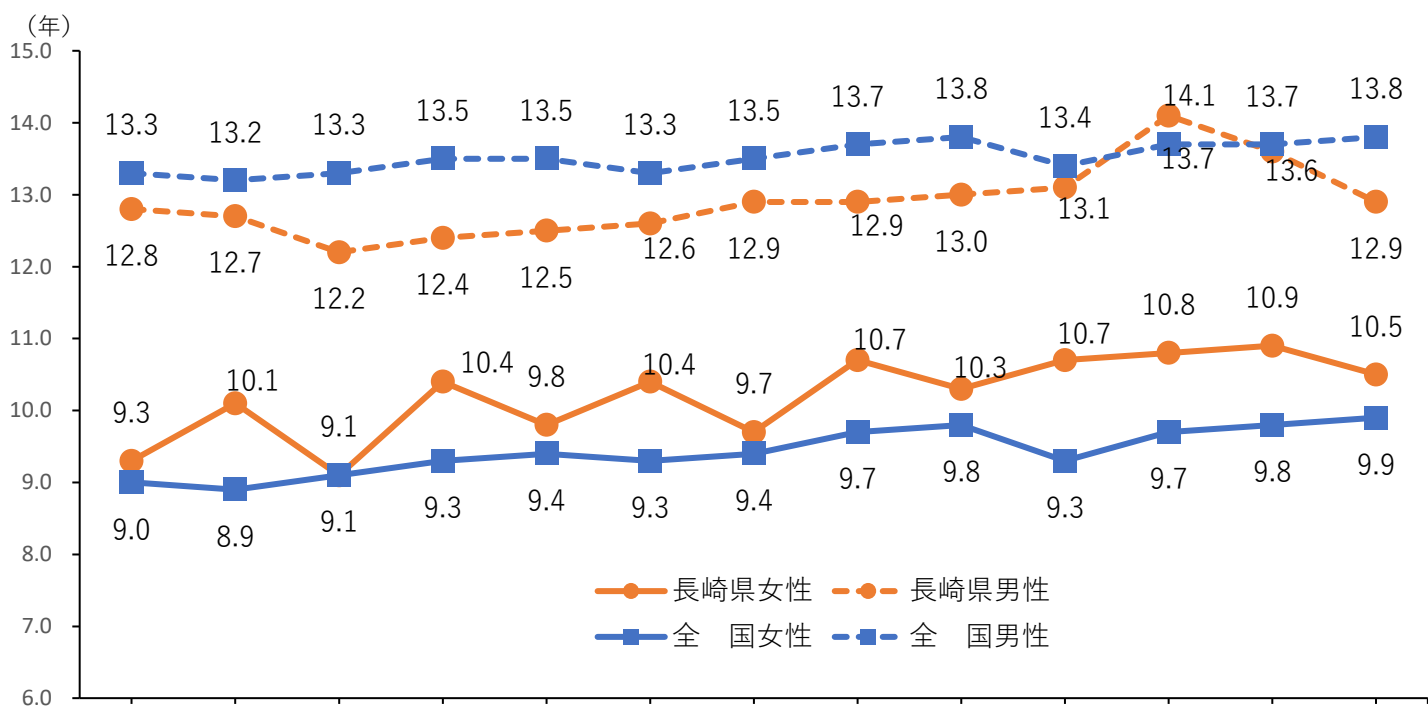
資料：「毎月勤労統計調査年報」（令和4年）

図14 一般労働者平均年齢の推移（長崎県・全国）



資料：「賃金構造基本統計調査」

図15 一般労働者勤務年数の推移（長崎県・全国）

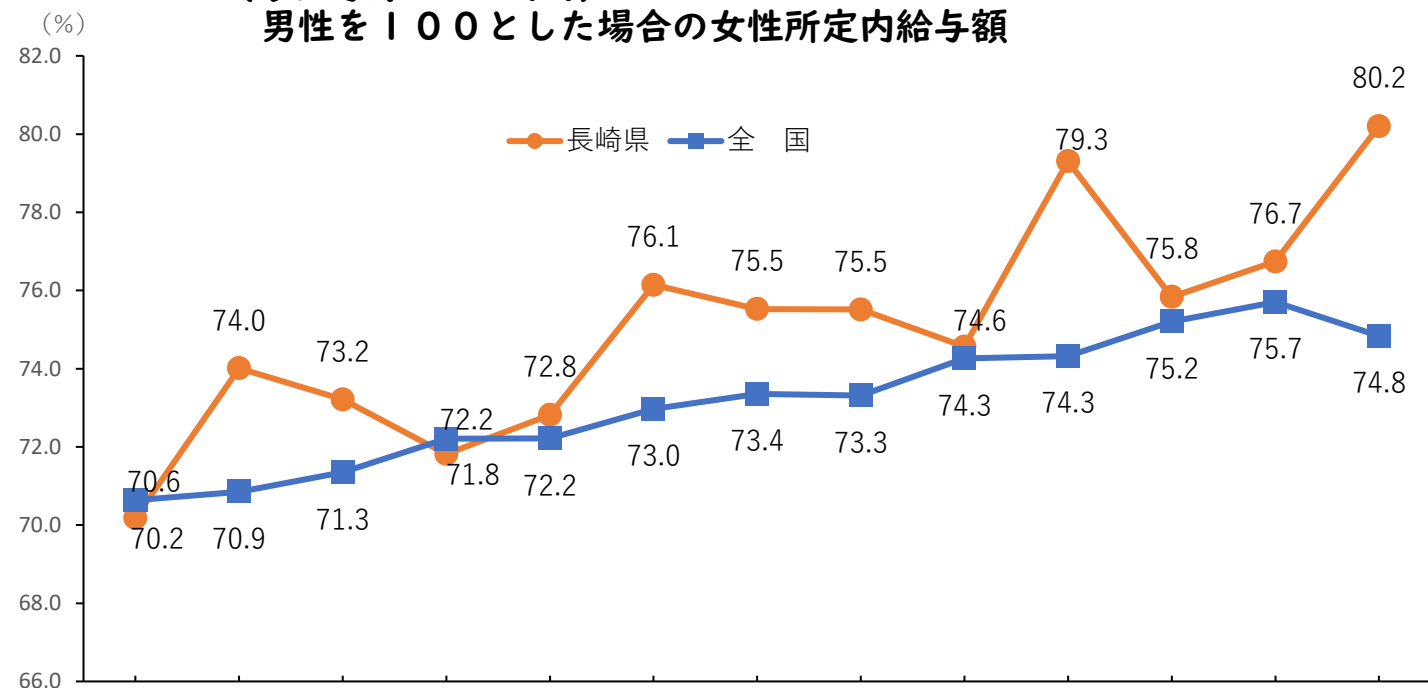


平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

資料：「賃金構造基本統計調査」

図16 所定内給与額の男女格差の推移（長崎県・全国）

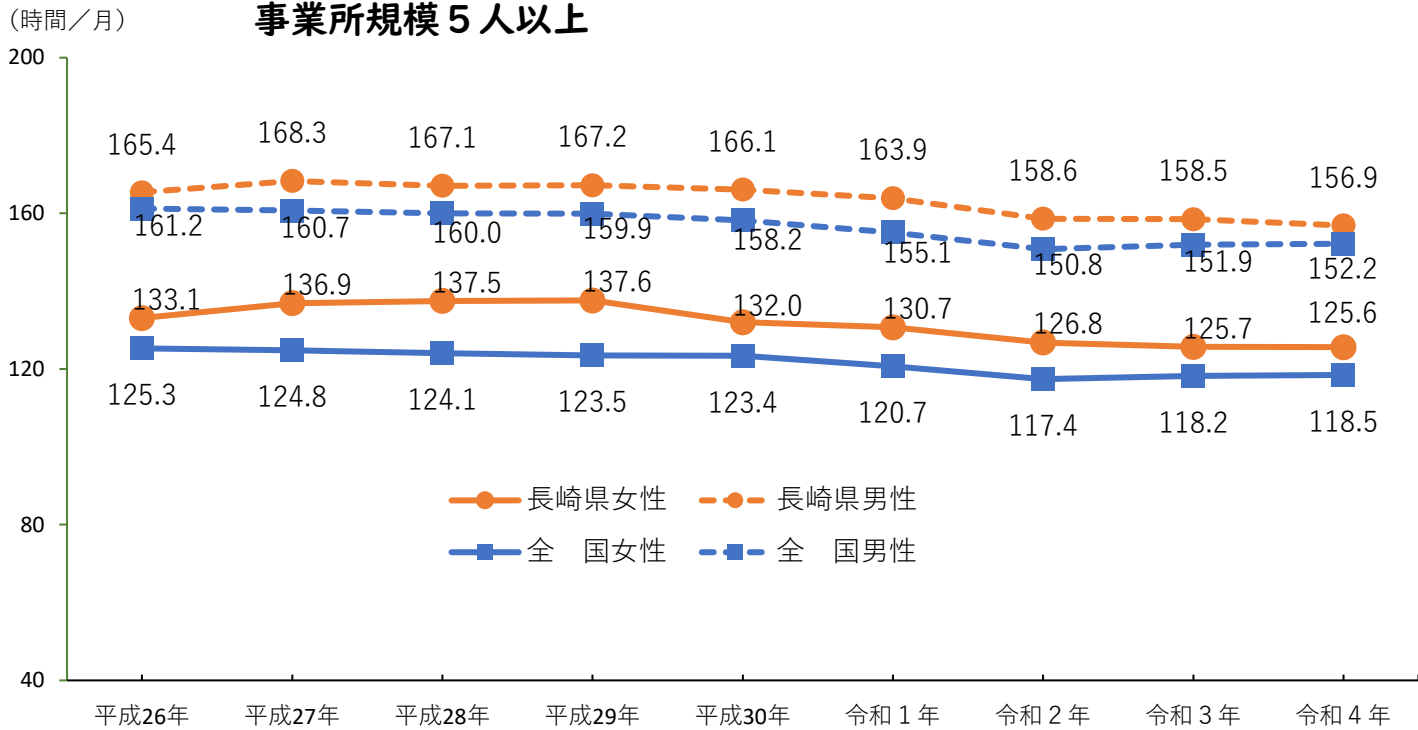
男性を100とした場合の女性所定内給与額



平成23年 平成24年 平成25年 平成26年 平成27年 平成28年 平成29年 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年

資料：「賃金構造基本統計調査」

図17 平均月間実労働時間数の推移（長崎県・全国）



資料出所：「毎月勤労統計調査」

厚生労働省

働く場所は私が見つかる!

『どんな企業で、どんな働き方をしたいか』
『将来どうなりたいか』

相談したり、検索したりするけれど、なかなか答えが見つからない。

実際に働いている先輩たちの現状を知ること、

私の「働きたい場所」や「なりたいたい私」が見つかるかもしれない。

Database

- 平均残業時間
- 育児休業取得率
- 女性管理職の割合
- 男女の賃金の差異
- 有給休暇取得率 など

“私引、働きたい”を見つけたののヒントがあるかも。

女性の活躍推進企業 データベース

女性の活躍推進企業データベースでは、女性活躍推進法に基づき、全国の企業が女性の活躍状況に関する情報・行動計画を公表しています。
<https://positive-youritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

女性の活躍推進企業 データベース 厚生労働省

あの企業はどんな働き方をしているの？

「育児休業はちゃんと取れるのかな？」
「残業はどれくらいあるだろう」
「就業していく中で、聞きたくても聞きづらい事も多いはずだ。」

女性の活躍推進企業データベースでは、気になる企業の働き方についてもスマホでチェックすることが出来ます。空いた時間や移動中にぜひ、チェックしてみてください!

スマホは

企業名・業種・所在地などで検索してみよう!

個人情報の登録不要・利用料無料 / 女性活躍 データベース

検索結果画面では、会社が自ら公表している現状の数字を簡単に見ることができ、お気に入り保存もできます。

企業名検索では、気になる企業名を入れて個別に検索できます。

詳細検索では、気になる業種や地域別に、複数の企業を検索できます。

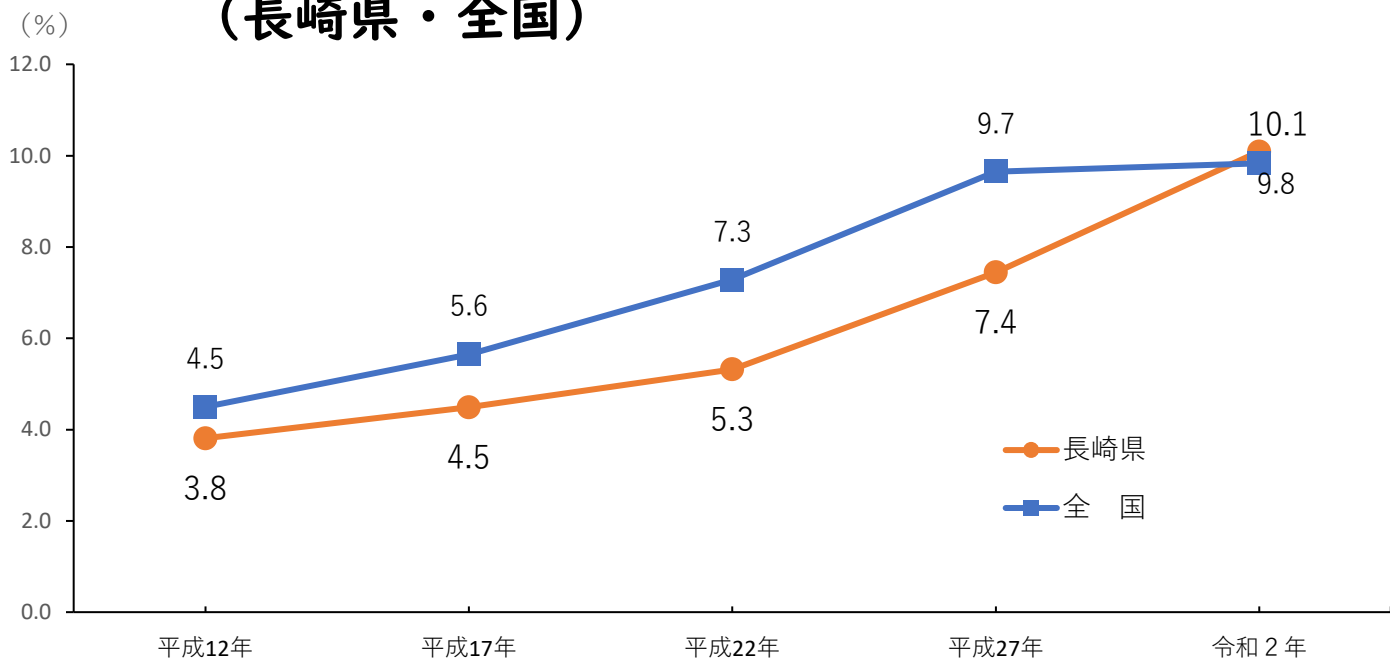
データベースで見る項目(9)

- ▶ 採用者に占める女性の割合
- ▶ 年次有給休暇取得率
- ▶ 平均残業時間/月
- ▶ 育児休業取得率
- ▶ 平均勤続年数
- ▶ 採用10年前後の継続雇用率
- ▶ 女性管理職の割合
- ▶ 男女の賃金の差異 など

現在、全国2.2万社を超える企業が、このデータベースで数字を公表しています!

3 女性の能力発揮の状況

図18 管理的職業従事者に占める女性の割合の推移
(長崎県・全国)

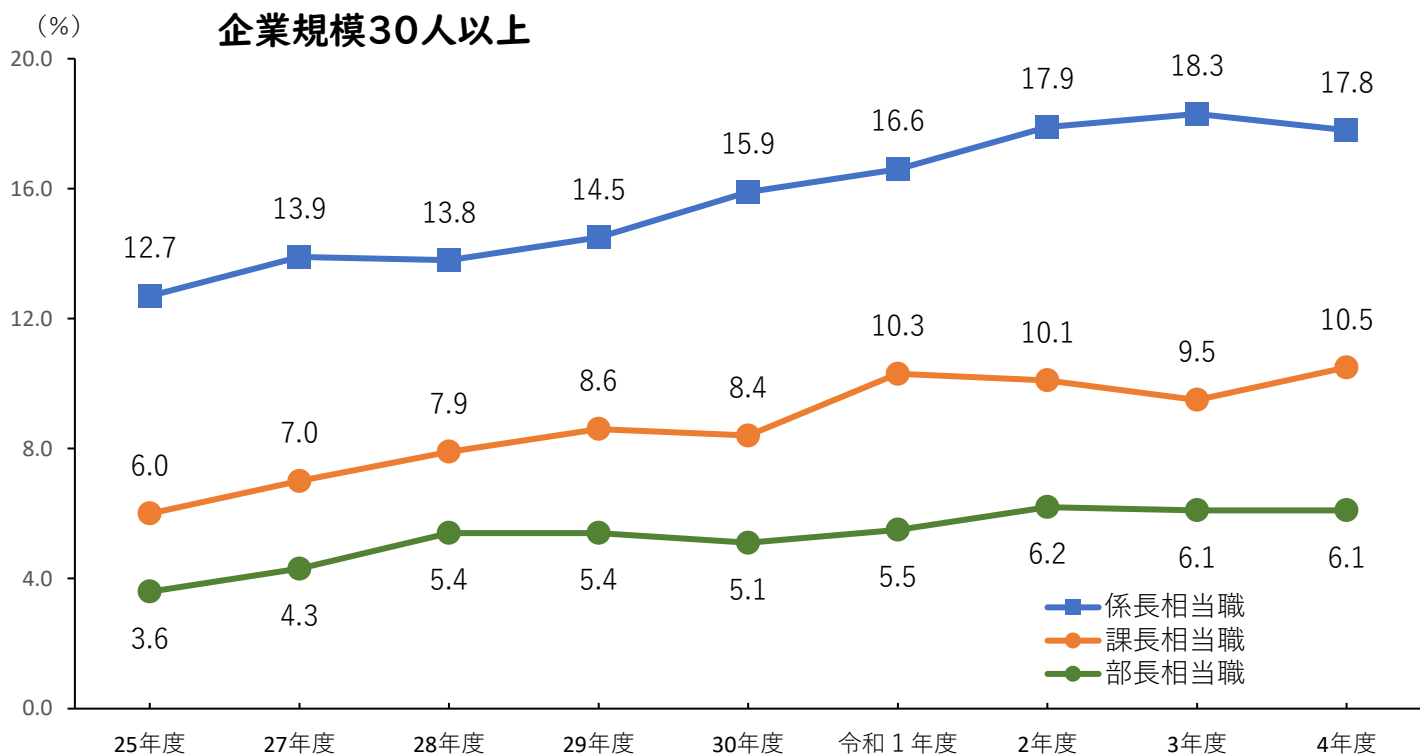


注) 管理的職業従事者： 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行関係の樹立・作業の監督・統制など、専ら経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営管理に従事するものをいうが、ここでは事業主や役員を除いた。管理的な公務員や議会議員を含む。校長や病院長などは「専門的・技術的職業従事者」に分類されるため、含まない。

資料：「国勢調査」

図19 役職別管理職に女性が占める割合の推移 (全国)

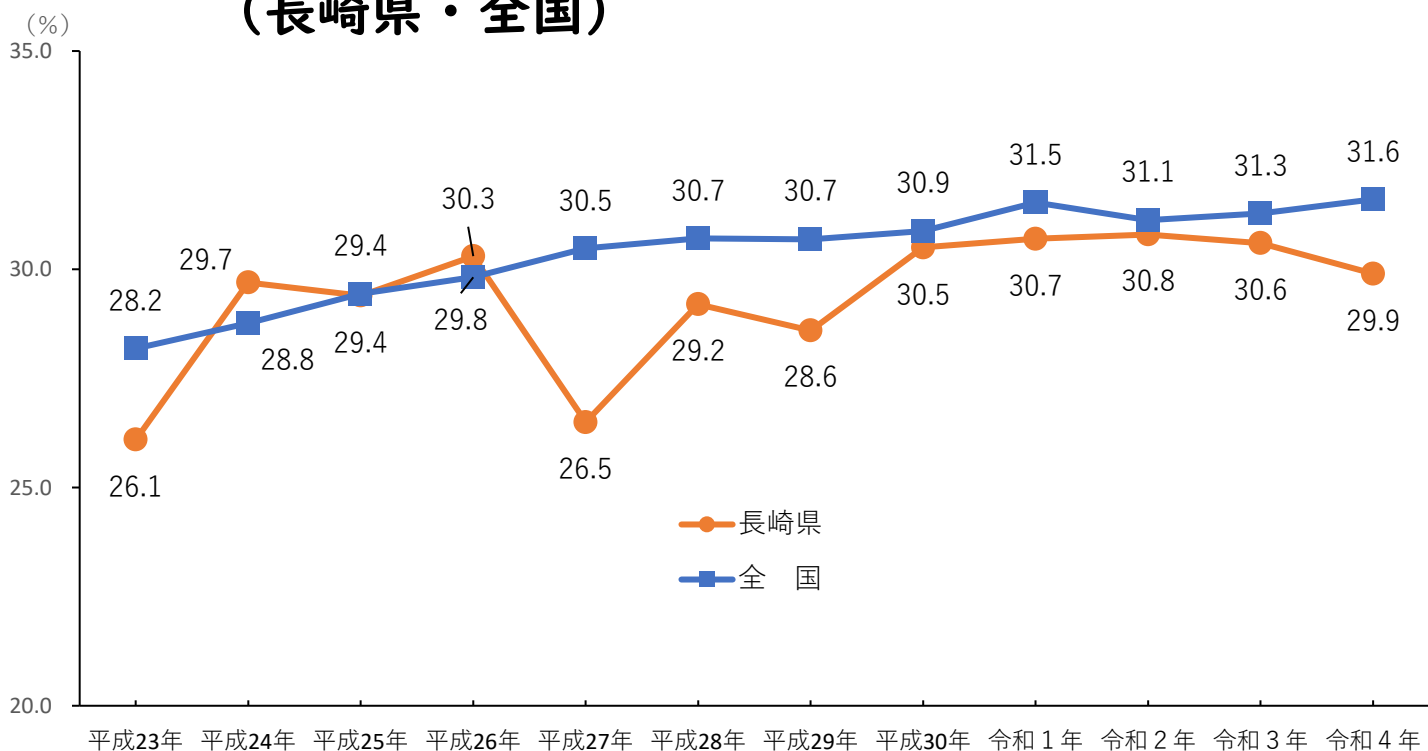
企業規模30人以上



資料：「雇用均等基本調査(女性雇用管理基本調査)」(全国)

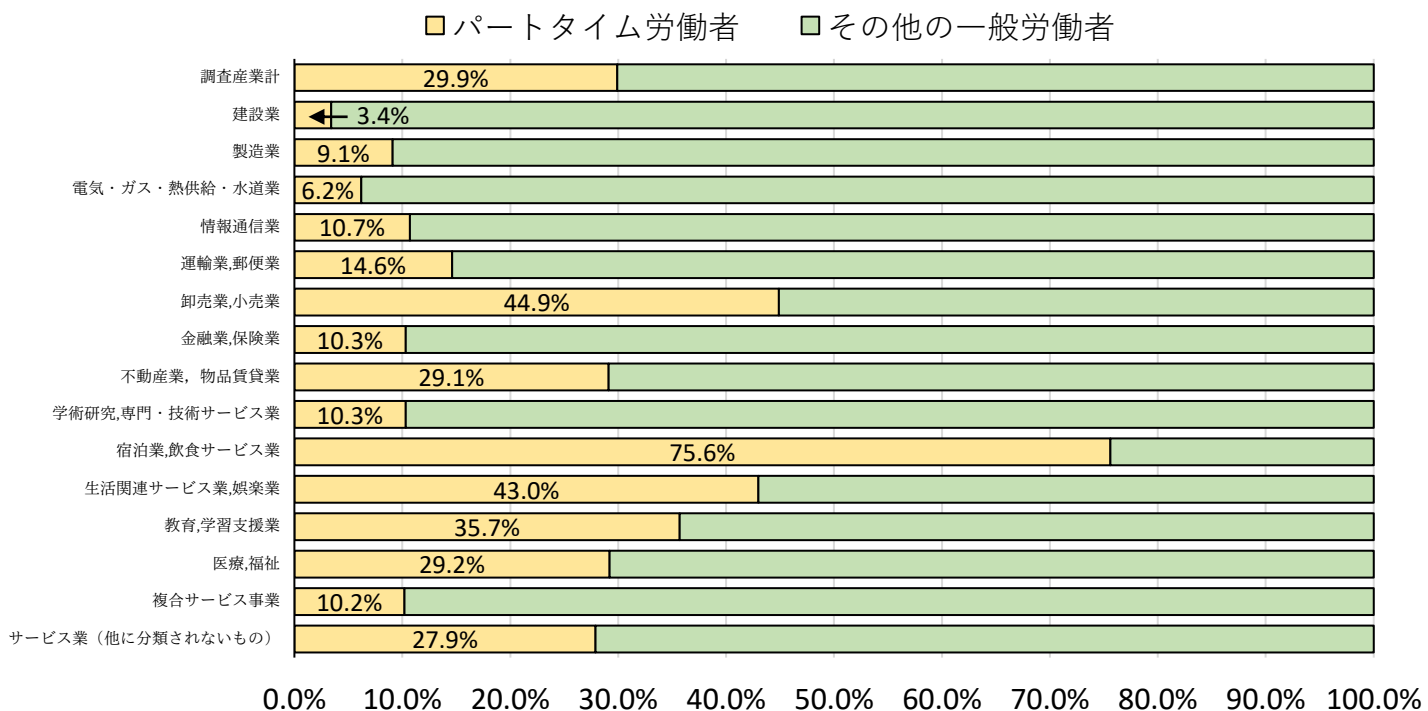
4 パートタイム労働者の状況

図20 常用労働者中のパートタイム労働者比率の推移 (長崎県・全国)



資料出所：「毎月勤労統計調査」

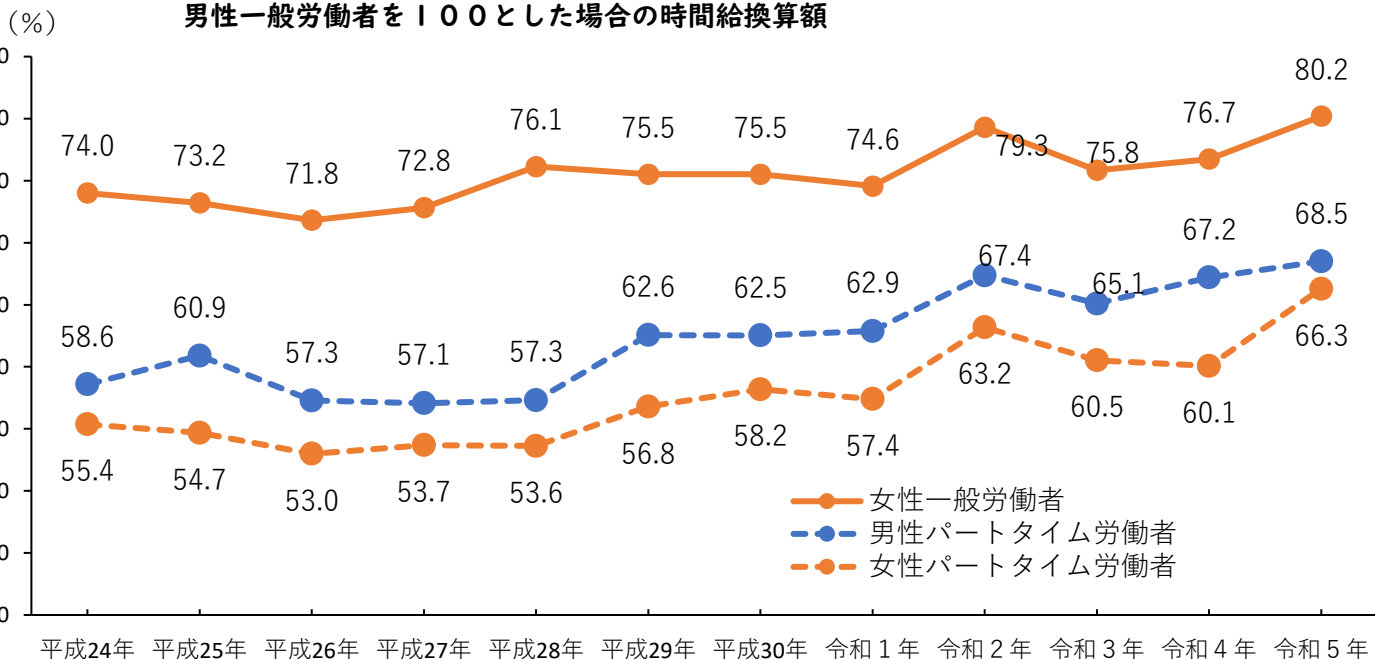
図21 産業別のパートタイム労働者の割合 (長崎県)



資料出所：「毎月勤労統計調査年報」 (令和4年)

図22 パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移（長崎県）

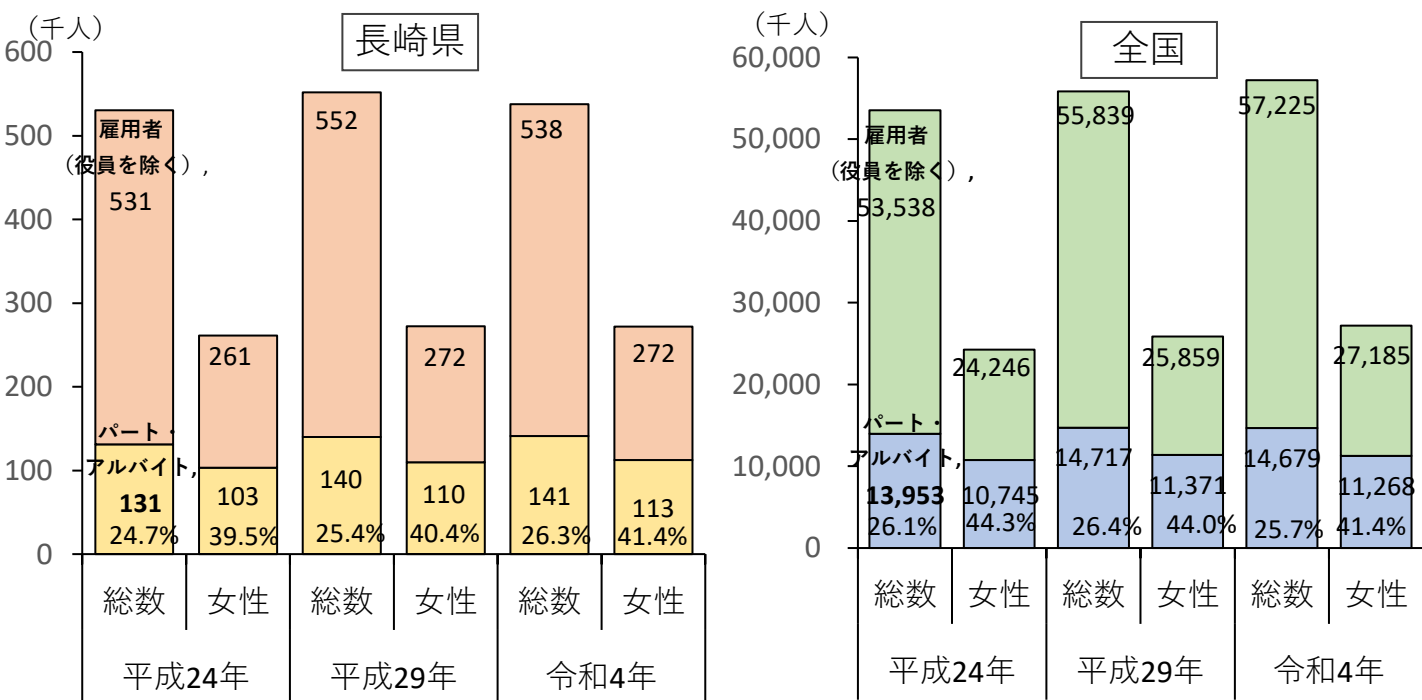
男性一般労働者を100とした場合の時間給換算額



注) ここでいう「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

資料：「賃金構造基本統計調査」

図23 パートタイム労働者数の推移

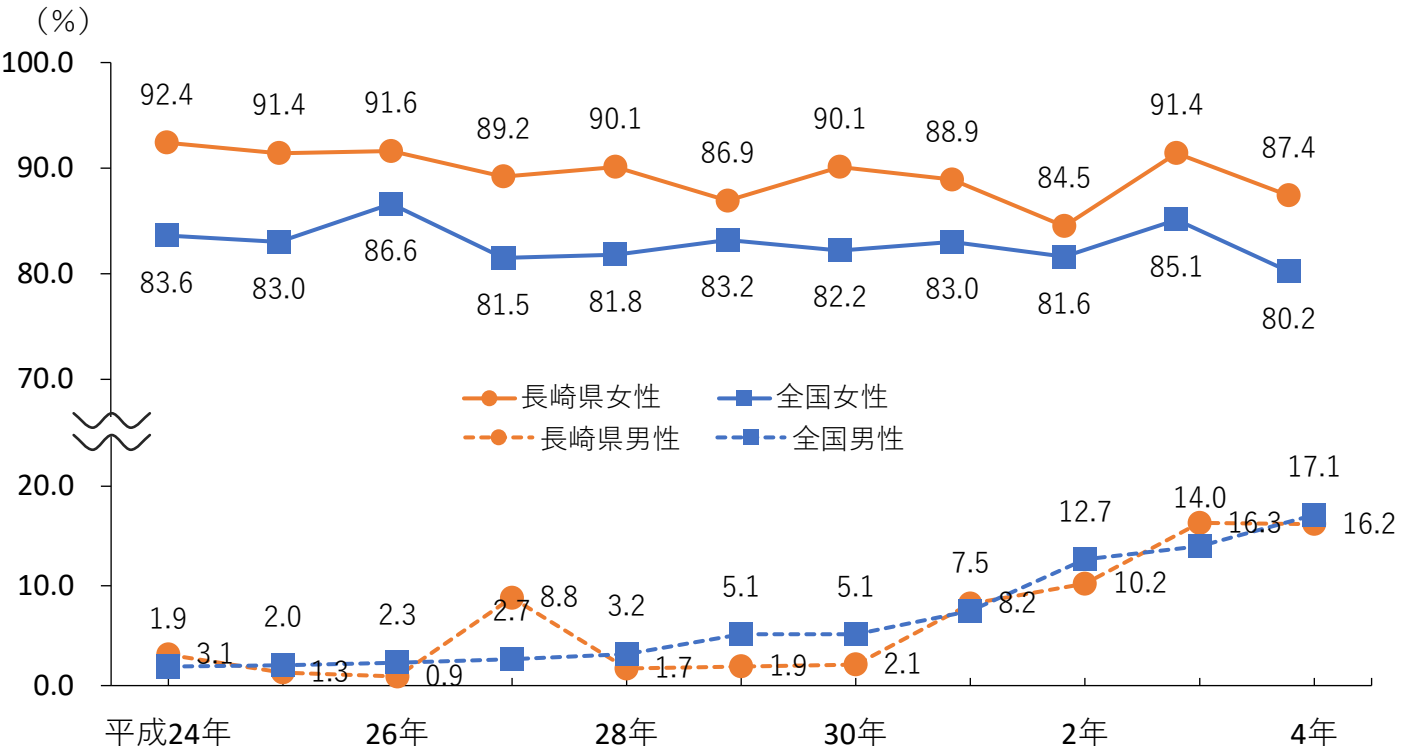


注) ここでいう「パート」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者。

資料出所：「就業構造基本調査」

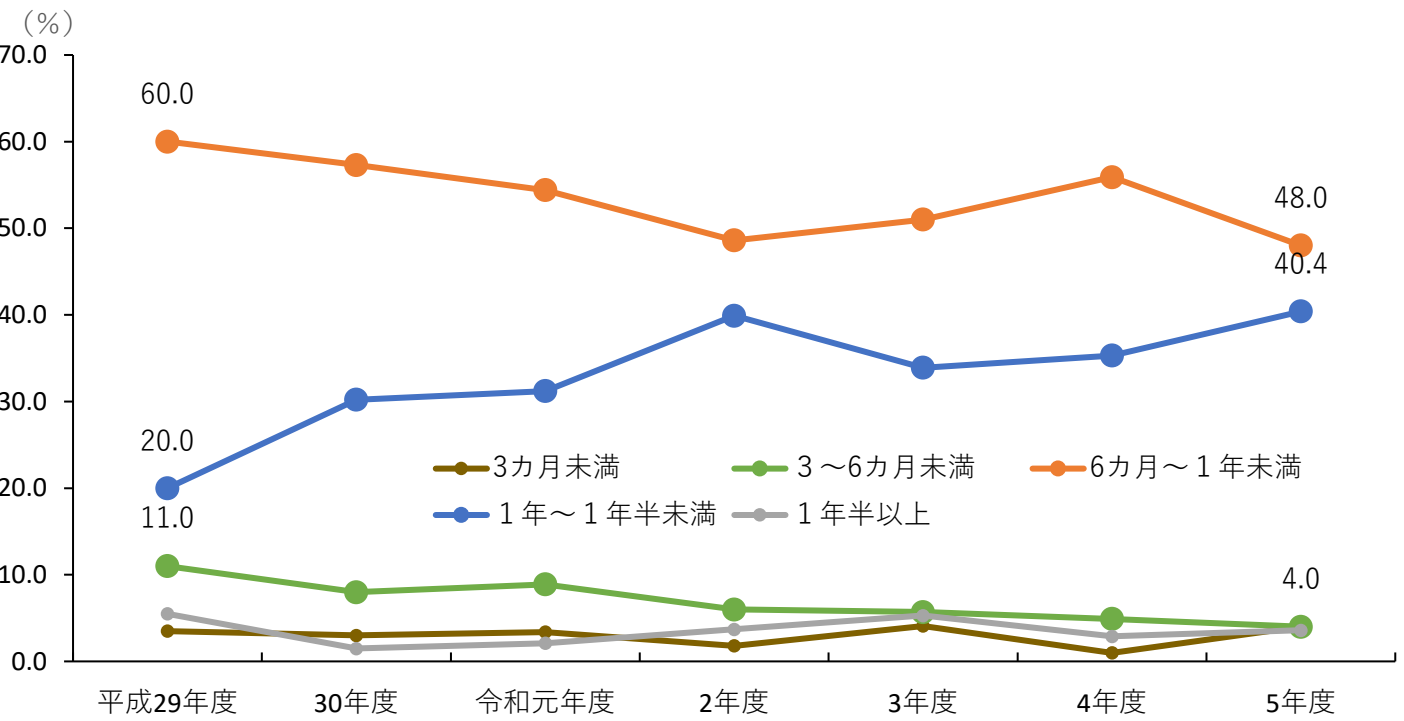
5 職業生活と家庭生活の両立の状況

図24 育児休業取得率の推移（長崎県・全国）



資料出所：長崎県産業労働部雇用労働政策課「労働条件等実態調査」
「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」（全国）

図25 女性の育児休業取得期間の推移（長崎県）



資料出所：長崎県産業労働部雇用労働政策課「労働条件等実態調査」

無料!

女性が活躍する新たなステージへ

あなたの企業の女性活躍を きめ細やかに支援します!



女性活躍を進めるために何から始めれば良いか、どのように取り組めば良いか悩んだりしていませんか?

アドバイザーによる、相談、個別企業支援

女性が活躍できる企業にしたい、えるばし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのような取り組みが良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の方を支援します。また、常時雇用する労働者が301人以上の企業を対象に義務化された「男女の賃金の差異の情報公表」について、算出・要因分析の方法や男女間賃金格差解消に向けた取組等についてもアドバイスします!



お問い合わせ 「女性活躍推進事務局」運営窓口

☎ 050-5210-0546

🌐 <https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp>

〒600-8005 京都市下京区立売東町28-2 大和証券京都ビル6階

✉ info@mb.joseikatsuyaku.jp

「令和6年度 民間企業における女性活躍促進事業」は厚生労働省より委託を受け「ランゲート株式会社」が運営しています。

オンライン・訪問によるコンサルティングが可能です!

対象企業

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるばし認定・プラチナえるばし認定の取得を検討している企業
- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等の課題を抱えている企業

支援の流れ

- 01 申込み
専用HPより申し込み
- 02 日程調整
アドバイザーからご連絡を行います。
- 03 1回目支援
状況や課題の把握、助言を行います。
- 04 2回目支援
1回目支援のフォローを行います。

具体的な支援内容

行動計画策定支援 これから「一般事業主行動計画」を策定する企業様向け

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、目標設定等についてアドバイスを行い、一般事業主行動計画の策定を支援します。

課題解決支援 すでに「一般事業主行動計画」を届出済の企業様向け

行動計画策定後の貴社の課題や目標達成に向けた取組推進等について支援します。

えるばし認定取得に係る支援 すべての企業様向け

認定取得(えるばし・プラチナえるばし)に係る内容や手続き等について支援します。

男女の賃金の差異の情報公表にかかる支援 すべての企業様向け

男女の賃金の差異の情報公表・要因分析、格差解消に向けた取組等について支援します。

申込方法

詳細・お申込は下記専用のホームページにアクセスください。
(二次元コードを読み取っていただくより簡単にアクセスできます。)

https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp/03_consulting.html



その他、支援の詳細は専用ホームページをご覧ください。 <https://joseikatsuyaku.mhlw.go.jp>



一般事業主行動計画策定・届出や「えるばし」認定を取得するとこんなメリットが期待できます。

- 優秀な人材の確保
- 企業イメージの向上
- 公共調達における優遇措置
- 日本政策金融公庫の融資制度

えるばし・プラチナえるばしとは?

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に資する取組の資力状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。



女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

[女性活躍推進法特設ページ](#)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



長崎労働局ホームページ

長崎労働局雇用環境・均等室

〒850-0033

長崎市万才町7-1 TMB長崎ビル3F

☎ 095-801-0050

